

目黒区中小企業センター及び勤労福祉会館における指定管理者制度実施方針

1 本方針の位置づけ

目黒区中小企業センター及び勤労福祉会館については、平成 17 年 1 月に策定された指定管理者制度活用の基本方針に基づき、住民サービスの向上及び経費の効率的な活用を目的として同制度を導入して管理運営を行っているところであるが、平成 21 年 3 月をもって指定期間が終了する。

本実施方針は、平成 19 年 10 月に改正された指定管理者の基本方針を踏まえ、平成 21 年 4 月以降の指定管理者を選定するにあたり必要な事項を定めるものである。

2 指定管理者の選定に関する基本事項

(1) 選定の方法

基本方針を踏まえ、本制度の趣旨を生かすため公募とし、業務管理の内容や管理の基準を具体的に定めた公募要綱を定める。

(2) 評価の基準

評価にあたっては、住民サービスの向上及び経費の効率的な活用について、以下の項目に従って総合的に評価する。

ア サービスの実施に関する事項

- (ア) 施設の設置目的を十分に発揮できる内容になっているか。
- (イ) 利用者の平等な意見を反映する仕組みになっているか。
- (ウ) 利用者の意見を反映する仕組みになっているか。
- (エ) 被雇用者の技術や接遇を向上させる体制が整っているか。

イ 経営能力に関する事項

- (ア) 管理を安定的に遂行する人的能力があるか。
- (イ) 効率的な管理運営が行えるか。
- (ウ) 個人情報適切に管理できるか。
- (エ) 安全管理が確保されているか。

(3) 評価・選定の手順と組織

評価・選定の組織として、「目黒区区民生活部指定管理者選定評価委員会」を設置し、応募者の第一次評価（事業計画等の書類審査）、第二次評価（ヒアリングなどを必要に応じて実施）を行い、指定管理者の候補者として決定する。その結果を踏まえ、区は指定管理者候補として議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者を決定する。

なお、この評価委員会の構成員は部局の部課長とし、合わせて外部有識者によるアドバイザーを置く。

(4) 評価・選定に関する情報の取扱い

評価・選定にあたって公募要項及び評価基準は公募時に公表する。また選定の結果については、評価結果及びその理由、選定組織の構成員を含め公表する。

3 指定手続きに関する基本事項

(1) 対象施設

住所：目黒区目黒2丁目4番36号

概要：構造：鉄筋コンクリート地下2階、地上8階内施設

延べ床面積 目黒区中小企業センター 1,842.88㎡

(地下2階・地上8階の一部及びホール棟)

勤労者福祉会館 1,320.00㎡

(地下2階・地上8階の一部)

(2) 管理業務の範囲

ア 中小企業センター及び勤労福祉会館施設の利用に関すること

イ 勤労福祉会館の施設を使用して勤労者の文化・教養及び福祉の向上に関する事業を行うこと。

ウ 中小企業センター及び勤労福祉会館施設及び器具等の日常の維持管理に関すること。

(3) 指定管理期間

区民サービスの安定及び向上を図るとともに、指定管理者の運営のノウハウを活用して一定の成果を得ていくため、「指定管理者制度の活用方針」に基づき、平成21年4月1日から5年間とする。

(4) 利用料金制

利用料金制は適用しない。

(5) 個人情報の保護

指定管理者に対し、個人情報保護条例の規定を適用する。また、選定作業にあたり個人情報の適切な管理についての評価項目を加える。さらに協定のなかで具体的な個人情報の取扱いの取決めと事故が生じた場合の対応を定める。

(6) 指定管理者の継続的な評価

指定管理者による管理の実施状況を評価するため、毎年度事業報告の提出と利用者へのアンケート調査の実施を求め、事業報告及び利用者アンケートに基づき、区民生活部内に設置する評価組織により管理運営状況を継続的に評価する。

(5) 兼業の禁止

指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体からの管理権限の委任により当該地方公共団体に代わって行うものであり、指定管理者と間取引関係に立つものではなく、いわゆる「請負」には当たらないため、地方自治法第92条の2及び第142条（同条を準用する場合を含む）並びに第180条の5第6項で規定する議員及び長（副区長、会計管理者へ準用）並びに行政委員に対する兼業禁止規定は適用されない。しかし、指定管理者の選定は公正を期さなければならないことから、条例に基づき兼業を禁止する。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------|------------|
| ・ 公募要項の配布 | 平成20年7月上旬 |
| ・ 質問票の受付 | 7月中旬 |
| ・ 質問票の回答 | 7月下旬 |
| ・ 申請書の受付 | 7月下旬から8月上旬 |

- ・ 第一次審査（書類審査） 8月中旬
- ・ 第一次評価結果及び通知 8月下旬
- ・ 第二次審査（ヒアリング） 9月上旬
- ・ 選定結果通知 9月中旬
- ・ 仮協定締結 9月下旬
- ・ 指定管理者との指定議決 11月末
- ・ 本協定締結 12月上旬
- ・ 引継ぎ等 12月～
- ・ 公表 12月中旬
- ・ 年度協定締結 平成21年3月下旬
- ・ 管理開始 4月1日～